

ぼうさいこくたい2024 in 熊本 チーム防災ジャパン セッション(1)

個別避難計画の最前線 ～地域で、保健で、福祉で、学校で～

熊本県における医療的ケア児の災害対策の取り組み



熊本大学病院 小児在宅医療支援センター
熊本県医療的ケア児支援センター
副センター長
小篠史郎

熊本県災害時小児周産期リエゾン
災害時小児呼吸器地域ネットワーク熊本県代表

ozasas@kumamoto-u.ac.jp
096-373-5653 (直通、相談窓口)



気管切開、胃ろうボタンで在宅生活を送る医療的ケア児



※提示にご本人ご家族の承諾を得ています

人工呼吸器、酸素、カフアシスト、吸引器、経鼻胃管で在宅生活を送る医療的ケア児



※提示にご家族の承諾を得ています

医療的ケア児

法律上の定義

(医療的ケア児支援法第2条 2021年9月18日施行)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童



熊本県内の各圏域別の医療的ケア児数

熊本県/熊本市 令和3年度調査

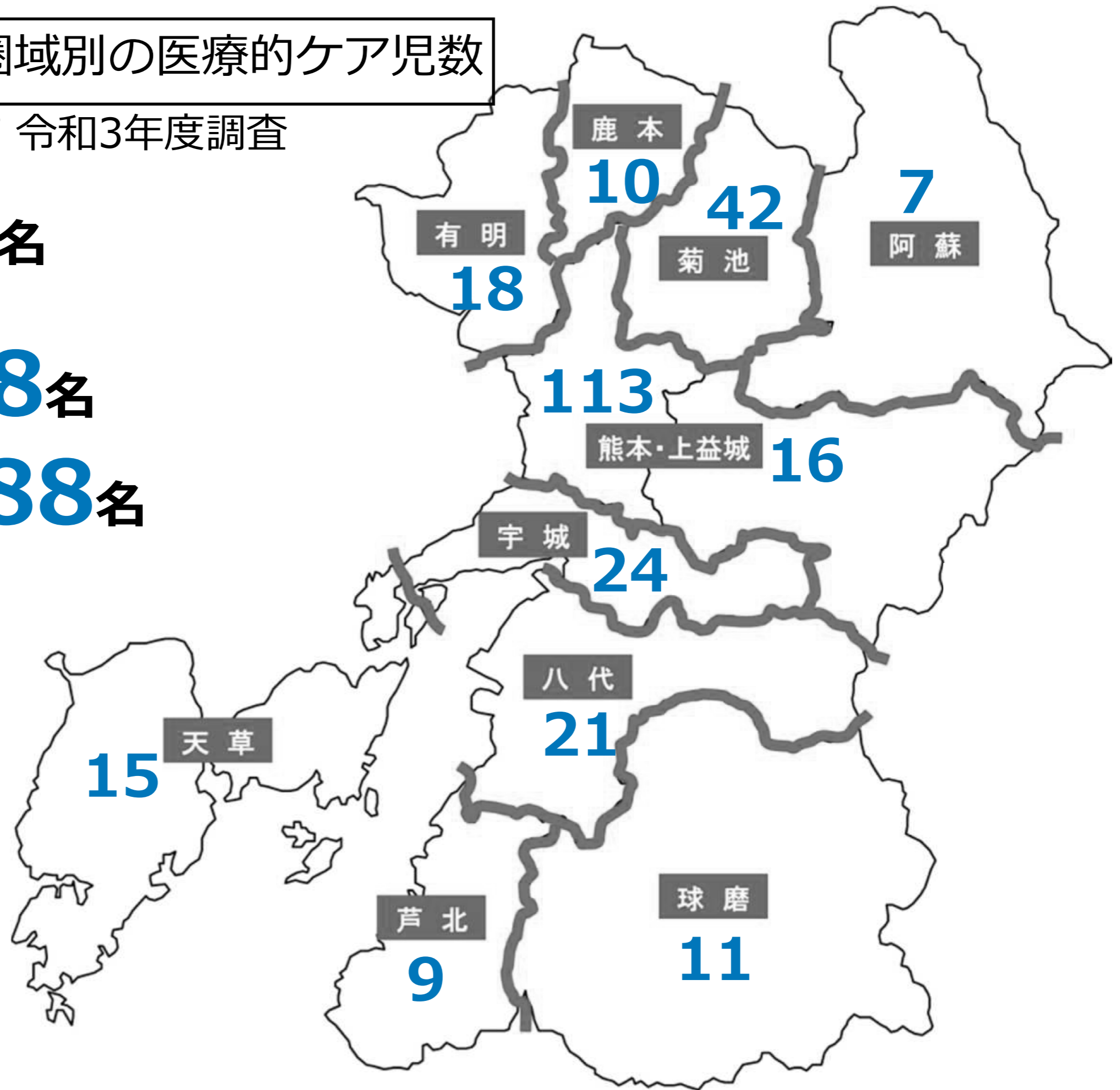
286名

未就学

98名

就学中

188名



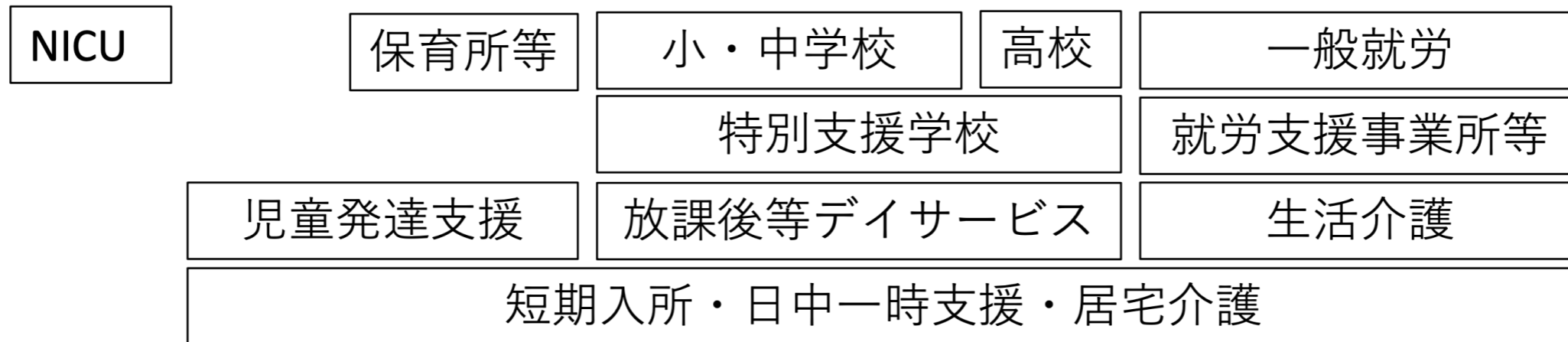
医療的ケア児等の生活と法律



学校教育法・・・ 文部科学省
 児童福祉法・・・ こども家庭庁
 障害者総合支援法・・・ 厚生労働省

市町村の医療的ケア児等コーディネーターの役割

【ライフステージと関係支援機関】



市町村コーディネーターの主な役割

【市町村の主な役割】

- | | | |
|---|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な相談窓口 2 <u>市町村の役割</u>に係る連絡・調整 3 地域に必要な資源等の把握・開発
(医療機関・福祉施設・保育所等) 4 個別支援にかかる情報共有
(保健師、訪問看護師、相談支援専門員) | } | <ol style="list-style-type: none"> ① NICUからの在宅移行支援 ② 障がい福祉サービスの導入支援 ③ 保育所等への入所支援 ④ 小中学校等への就学支援 ⑤ 就労・生活支援 ⑥ 災害時の避難に関する相談支援 |
|---|---|---|

※協議の場等を活用し、地域の課題を共有する。

医療的ケア児支援センターと県が協働し市町村と協議

【障がい保健福祉圏域】

4課協議済

圏域研修会済

4課協議 = 母子保健・保育・教育・障害福祉
(+防災担当課)

圏域名	構成市町村
① 熊本・上益城	熊本市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
② 宇城	宇土市、宇城市、美里町
③ 有明	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
④ 鹿本	山鹿市
⑤ 菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
⑥ 阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
⑦ 八代	八代市、氷川町
⑧ 芦北	水俣市、芦北町、津奈木町
⑨ 球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
⑩ 天草	天草市、上天草市、苓北町
10圏域	45市町村

2024年8月19日現在

熊本県障がい福祉計画（第6期熊本県障がい福祉計画 第2期熊本県障がい児福祉計画）
【令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度)】より引用

市町村が行う医療的ケア児支援体制整備のための10項目

課	項目	進捗状況
保育所管課	保育所等における医療的ケア児受入検討会の設置	
保育所管課	保育所等における医療的ケア児受入ガイドラインの策定	
教育委員会	小中学校における医療的ケア運営協議会の設置	
教育委員会	小中学校における医療的ケア児受入ガイドラインの策定	
障害福祉所管課	4分野協議の定期開催（会議体要綱の作成）と全体の統括	
障害福祉所管課	行政に加え、民間の関係団体も含む協議の場の設置	
障害福祉所管課	市町村コーディネーターの予算付けた配置	
障害福祉所管課	「医療的ケア児等リスト」を作成・更新し4課共有・ 防災活用	
障害福祉所管課	医療的ケア児ガイドブックの作成	
保健師(母子保健)	医療的ケア児支援のキーパーソン。上記各課に保健師がいない場合、ガイドライン策定の際などに医療用語の解説などの協力	

圏域ごとに医療的ケア児を含めた**地域防災**のあり方研修会

菊池圏域

熊本県主催 令和5年度

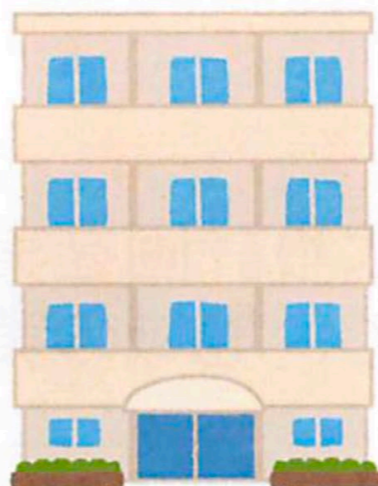
地域の避難支援体制づくり研修会

日時：2023年11月29日（水）13:00～16:00
場所：泗水公民館 大会議室

国土防災技術株式会社
JAPAN CONSERVATION ENGINEERS&CO.,LTD.



Gさん 自宅：③



<本人の心身状況>

- 16歳男性、障がい者手帳1級（肢体不自由）、療育手帳A
- 人工呼吸器等使用、意思疎通不可

【参加者】

- 自治会・民生委員・地域防災団体
- 市町村行政関係課（福祉・防災）
- 介護・福祉関係民間団体
- 医療的ケア児支援センター

市町村を対象とした医療的ケア児の防災についての研修会

- 県庁と医療的ケア児支援センターが共同開催（年1回）
- 2024年度のテーマは「医療的ケア児の災害対策」
- 市町村の4課（母子保健・保育・教育・障害福祉）+防災担当課が参加

5 研修内容

- (1) 講話 「自宅・保育所・学校・事業所で災害に備える
～医療的ケア児の個別避難計画と災害訓練～」

講師 熊本県医療的ケア児支援センター 副センター長 小篠 史郎 氏

- (2) 行政説明（県庁関係課）

- (3) グループワーク

テーマ「災害時を想定した事前の準備について」（各市町村ごとに実施）

- ・後日、事前確認シートを送付する予定です。

- (4) 取組み事例の紹介



市町村での医療的ケア児の災害対策

市町村での医療的ケア児の災害対策の基本的な流れ

1. 調査にて医療的ケア児を**全数把握**（年1回）
2. **避難行動要支援者名簿**に登載・更新（年1回）
3. **個別避難計画**の作成・更新（年1回）
4. **避難訓練**の実施・検証

自治会での避難訓練
(2023年11月実施)



医療的ケア児の自宅での避難訓練で想定される参加者

2024年8月19日 小篠試案

第一層「市町村～個別ケース関係者」

本人・家族、医療的ケア児等コーディネーター、訪問看護師、相談支援専門員、保健師（市町村の校区担当）、校区の自治会（自治会長、防災担当、民生委員・児童委員）、近所の方、市町村の障がい福祉担当課・防災担当課

第二層「圏域関係者」

基幹相談支援センター、児童発達支援センター、圏域配置の医療的ケア児等コーディネーター、保健所の小慢・指定難病担当の保健師、

第三層「都道府県関係者」

医療的ケア児支援センター、都道府県の障がい福祉担当課・防災担当課

下線は2023年11月の実際の訓練での参加者

結語・熊本県で取り組む**医療的ケア児**の災害対策

- **熊本県医療的ケア児支援センター、県庁、保健所等が連携**
 - 全市町村・保健所が参加のオンライン研修会
 - 圏域ごとに医療的ケア児を含めた**地域防災**のあり方研修会
 - 市町村での避難訓練の実施や、実施方法の助言を行なっています
- 国のガイドライン等（※）に基づき、**市町村**は自宅だけでなく**保育所・学校・事業所**など医療的ケア児の全ての生活の場での災害対策について事業所等と連携・協力して改善を図ることが求められています（県立学校については県）
- **自治会**などが**地域防災**の中で医療的ケア児も含めた災害対策を考えていくことが大切です
- 全ての**在宅人工呼吸装着児者**について、市町村が主体となって年1回の**避難訓練の定期実施**する体制整備を進めています

※保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン（こども家庭庁 2024年3月）

※児童発達支援/放課後等デイサービス ガイドライン（こども家庭庁 2024年7月）

※総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について（文部科学省 2024年4月）